

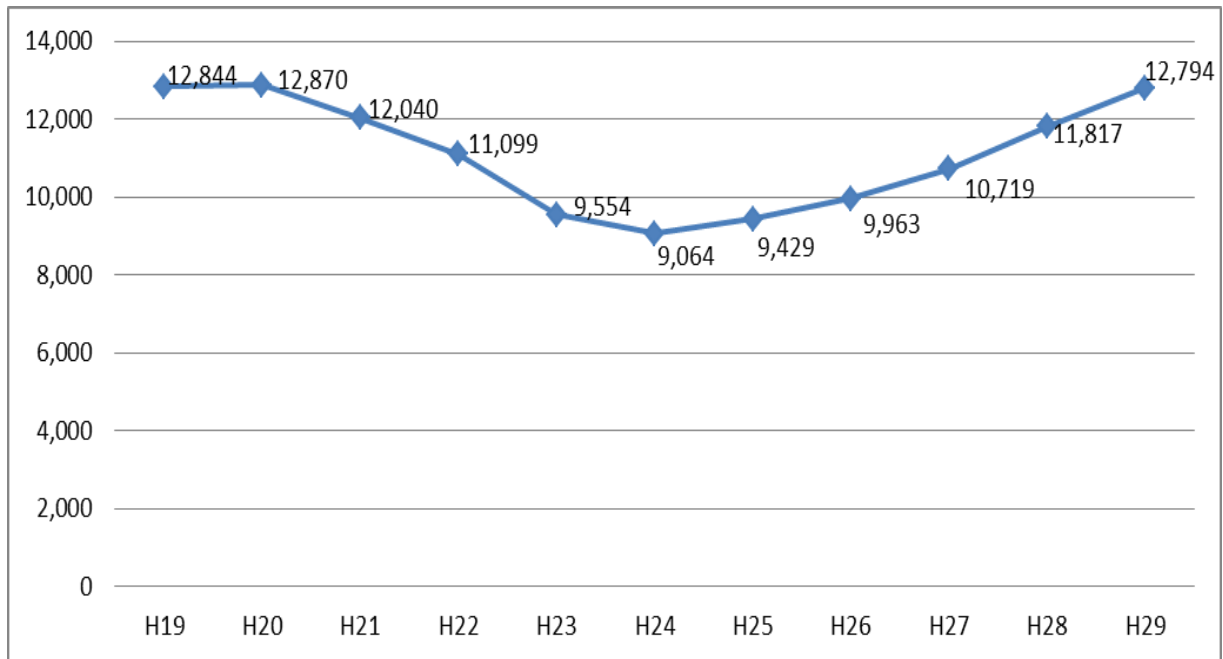
在住外国人等の状況

在留外国人数の推移

福島県国際課が市町村の協力を得て調査したところ、平成 29 年 12 月末日現在の福島県内の在留外国人数は 12,794 人となった。前年に比べ 977 人、8.3%の増加となっている。

※平成 24 年 7 月 9 日から新しい在留管理制度に移行したことにより、調査対象者を外国人登録法に基づく外国人登録者数から住民基本台帳に登録されている在留外国人数に変更した。対象となる外国人に違いがあることから、推移数の単純な比較はできない。

在留外国人数の推移

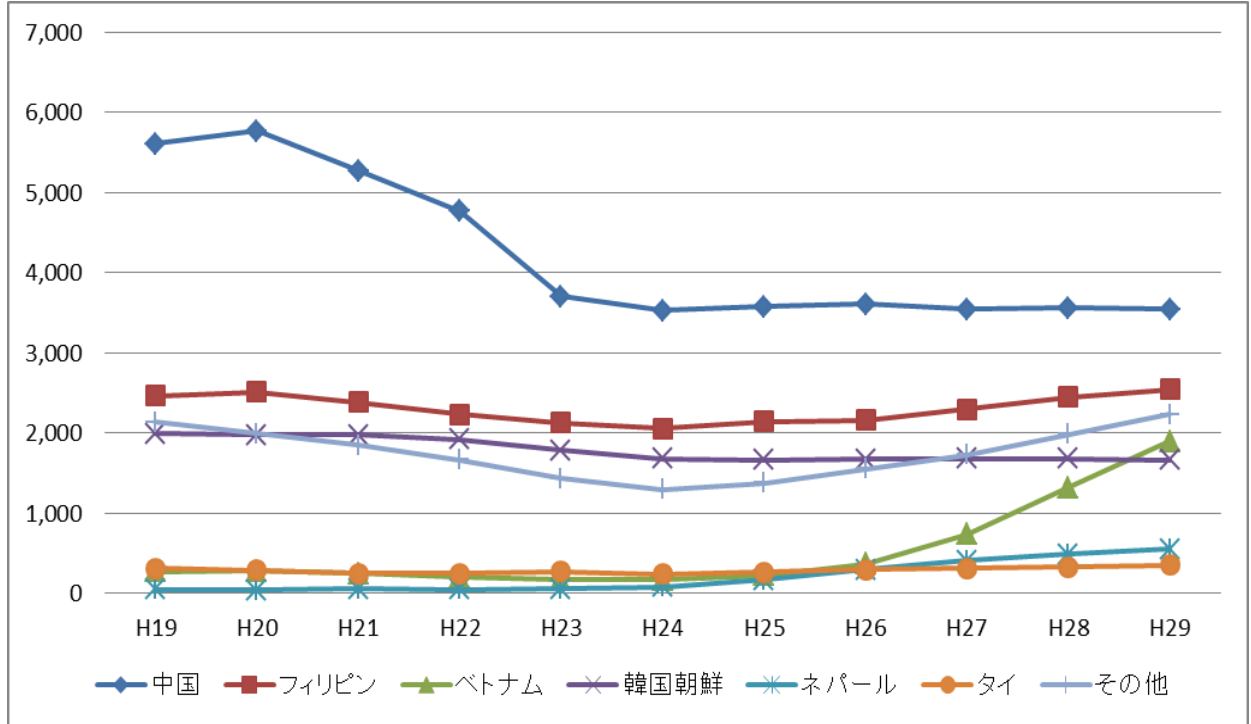


各年 12 月末日現在（国際課調べ）

国籍・地域別の内訳

国籍・地域別人数の上位3か国は中国籍、フィリピン籍、ベトナム籍となっており、この上位3か国の合計は全体の約63%に達する。また、「その他」に含まれる国籍・地域が増加しており、「その他」のうち100名を超える国籍・地域は韓国・朝鮮、タイ、米国、インドネシア、ミャンマー、ブラジル、パキスタン、インド、台湾である。

国籍・地域別の内訳



各年12月末日現在（国際課調べ）

* 法務省在留外国人統計の記載方法に従い、H28からは韓国と朝鮮を区別し、韓国のみ計上した。

国籍・地域別の内訳

(単位：人)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
中国	5,604	5,768	5,274	4,771	3,701	3,527	3,578	3,607	3,546	3,564	3,547
フィリピン	2,465	2,512	2,389	2,236	2,131	2,054	2,144	2,162	2,300	2,447	2,543
ベトナム	278	285	248	203	172	172	223	372	736	1,325	1,901
韓国朝鮮	1,993	1,980	1,976	1,918	1,785	1,681	1,669	1,672	1,679	1,682	1,664
(うち韓国)										(1,441)	(1,439)
ネパール	51	43	55	53	62	84	172	299	408	488	551
タイ	316	292	249	250	273	245	267	297	317	329	352
その他	2,137	1,990	1,849	1,668	1,430	1,301	1,376	1,554	1,733	1,982	2,236
合計	12,844	12,870	12,040	11,099	9,554	9,064	9,429	9,963	10,719	11,817	12,794

各年12月末日現在（国際課調べ）

* 法務省在留外国人統計の記載方法に従い、H28からは韓国と朝鮮を区別して計上した。

県人口と在留外国人数の推移

県人口と在留外国人数の推移（図 1）を見ると、県人口が平成 9 年をピークに減少傾向を示しているのに比べ、在留外国人数は平成 17 年をピークとして平成 24 年まで減少傾向にあったが、平成 25 年からは再度増加に転じ、平成 29 年末には、過去 2 番目に多くなった。

県人口に占める在留外国人の割合は図 2 のとおり。

図 1 県人口と在留外国人数

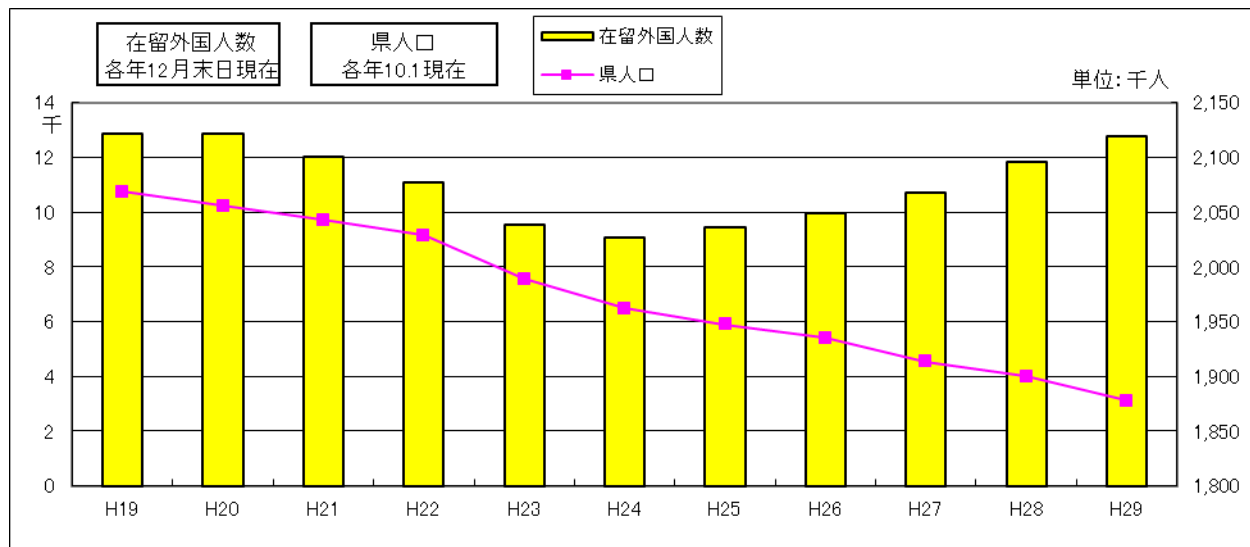
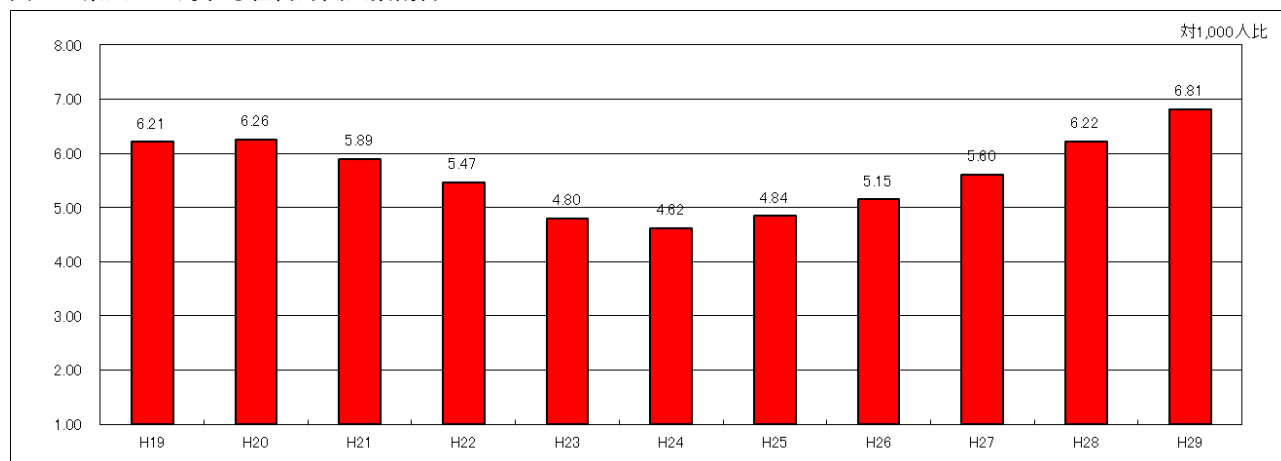


図 2 県人口に対する在留外国人数割合



各年 12 月末日現在（国際課調べ）

県人口は各年 10 月 1 日現在の福島県の推計人口（統計課調べ）（H12, 17, 22, 27 は国勢調査）

市町村別在留外国人数

平成 29 年 12 月末日現在における各市町村の在留外国人の国籍・地域別人員数は、次のとおり。

在留外国人国籍・地域別人員調査表

(単位：人)

		韓国	朝鮮	フィリ ピン	中国	台湾	ブラ ジル	米 国	インド ネシア	タイ	ペ ル ー	ベ ト ナ ム	カナ ダ	英 国	オース トラ リア	ロシ ア	その他	合計
1	福島市	172	7	389	574	9	22	43	35	36	3	222	14	7	9	7	254	1,803
2	会津若松市	142	17	108	181	27	2	26	8	12		110	12	6	7	30	85	773
3	郡山市	402	93	275	800	16	23	51	54	74	3	419	12	20	5	2	228	2,477
4	いわき市	275	55	382	455	15	14	51	54	85	2	370	13	12	9	6	528	2,326
5	白河市	34	3	165	116	3	28	8	9	12	7	58	3	2	3		95	546
6	須賀川市	21	9	101	65	4	14	3	3	15	6	66			2		29	340
7	喜多方市	37	11	66	52	3		7		6		23	2	3			18	228
8	相馬市	26		43	96			4		2		52					28	255
9	二本松市	22		131	64	3	7	3	21	7		35		7			21	324
10	田村市	19		43	146		12	12	7	2		47			2		6	298
11	南相馬市	49	3	118	105	2		8	10	10		70					26	402
12	伊達市	23		109	142	3	6	9		3		53					10	363
13	本宮市	17		25	66			2	20			51		2			7	193
14	桑折町			14	20			3				4					0	43
15	国見町	6		20	18							19					4	69
16	川俣町	3		30	36		4		7			14						96
17	大玉村	4		4	12			2				4					15	42
18	鏡石町	5		12	8		6	2		4		8						48
19	天栄村			6	18								2	9	8		15	62
20	下郷町	8			3													17
21	桧枝岐村																	2
22	只見町			2						2								7
23	南会津町	13		13	33	3		3				2						70
24	北塩原村	3		3	15												3	27
25	西会津町	4		4	21			2		3		4					17	55
26	磐梯町			2		2		2				2					0	9
27	猪苗代町	16		9	20			4	2								7	62
28	会津坂下町	7		7	14	2	7					58					50	148
29	湯川村	2		3														9
30	柳津町	3			4				3								0	13
31	三島町	2															0	6
32	金山町				6												0	8
33	昭和村																	4
34	会津美里町	10	2	10	4			4									0	33
35	西郷村	8	6	64	46		5		3	18	7	14					73	248
36	泉崎村	3		12	39		5	2		2		9					22	95
37	中島村				4					2		5					3	18
38	矢吹町	3		25	32		2	2	2	12		16					18	114
39	棚倉町	11		46	9				10	2		26					3	110
40	矢祭町	4		11								5					0	24
41	塙町			26	6					8		27					14	83
42	鮫川村			4	5							3					0	13
43	石川町	3		16	53			4		2		5					12	97
44	玉川村			23	14					12		15						66
45	平田村			41	31		8					24					15	121
46	浅川町			11	5					3		3					3	27
47	古殿町			10	38					2							0	50
48	三春町	10		8	27			3		3		14					0	66
49	小野町	9	2	11	28		41		4			6					10	114
50	広野町	11		4	5							19					4	44
51	檜葉町	3	2	12	8													27
52	富岡町	10		20	24	2			2								3	64
53	川内村			10	19							14					0	45
54	大熊町	8		15	18	2						0					0	45
55	双葉町	2		11	6		3					0		2				27

		韓国	朝鮮	フィリピン	中国	台湾	ブラジル	米国	インドネシア	タイ	ペルー	ベトナム	カナダ	英国	オーストラリア	ロシア	その他	合計
56	浪江町	8		20	13					2							0	45
57	葛尾村			7													0	8
58	新地町	5	3	17	9		2	2	2			3					4	49
59	飯館村	7		20	8												0	36
合計		1,439	225	2,543	3,547	104	216	276	262	352	35	1,901	70	82	56	47	1,639	12,794

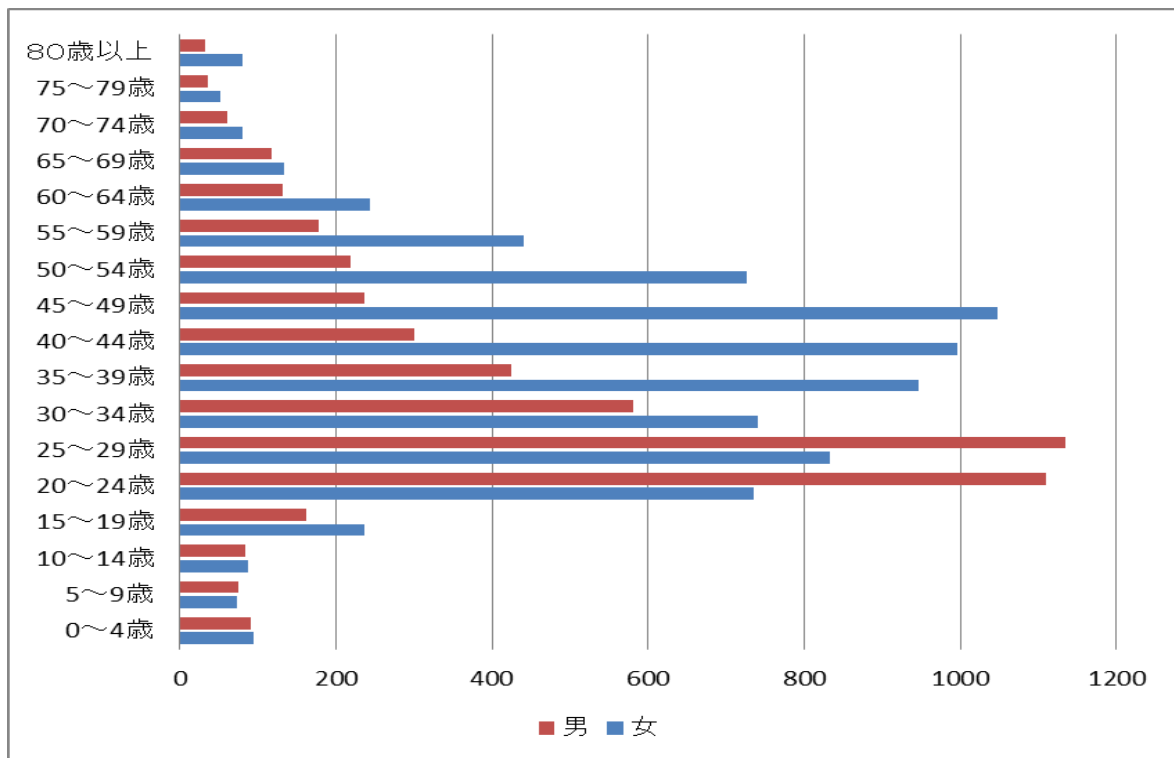
平成 29 年 12 月末日現在（国際課調べ）

- * 個人情報の保護の観点から、各国籍・地域別人員欄において 0 又は 1 のものは空欄とした。また、各市町村別の合計欄が 5 人以下の市町村は空欄とした。
- * 平成 24 年 7 月 9 日から外国人登録法が廃止されて新たな在留管理制度が開始され、対象となる人に違いがあることから、平成 23 年以前の数値との単純な比較はできない。
- * 法務省在留外国人統計の記載方法に従い、中国と台湾、韓国と朝鮮をそれぞれ区別して計上している。

在留外国人の性別年齢別構成

県内在留外国人の年齢別構成については、30～40 代の女性が著しく多くなっている。

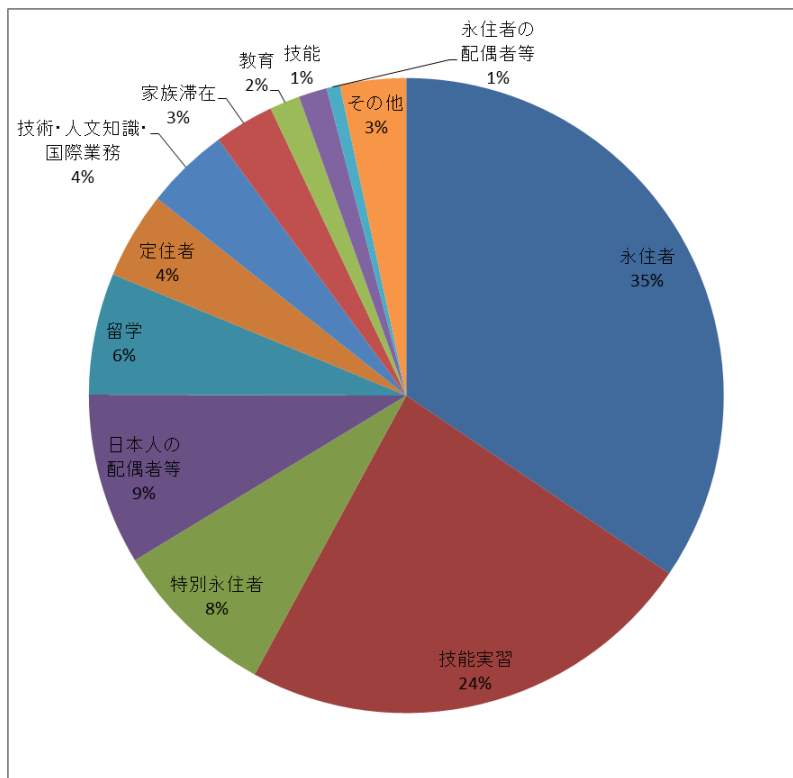
在留外国人の年齢と性別



平成 29 年 6 月 30 日現在在留外国人統計（法務省、平成 29 年 11 月 1 日公表）

在留外国人の在留資格別割合

在留資格別割合については以下のとおり。



平成 29 年 6 月 30 日現在在留外国人統計（法務省、平成 29 年 11 月 1 日公表）

中国帰国者

昭和 20 年 8 月 9 日のソ連軍対日参戦後の混乱の中で、生活手段を失い、中国人の妻又は夫となるなどして中国に留まった婦人等を「中国残留婦人等」と、また、親兄弟と生別又は死別し孤児となって中国人に引き取られ、自己の身元を知らないまま今日を迎えた当時 13 歳未満の子供を「中国残留孤児」と呼び、これらの人々を「中国残留邦人」と総称している。

また、昭和 47 年 9 月の日中国交正常化後に国の支援を受けて永住帰国した中国残留邦人及びその家族等（国費帰国者）と中国残留邦人が自ら呼び寄せた家族等（呼び寄せ家族等）を総称して「中国帰国者」という。

平成 29 年 12 月末日現在、永住帰国した中国残留邦人は 6,721 人に及ぶ。（国費帰国者は 20,902 人、呼び寄せ家族等の人数は不明）

本県へ永住帰国した中国残留邦人は 181 人（国費帰国者は 685 人）である。

中国帰国者の中には日本語が不自由で、生活習慣が異なるため日本社会に適応できずにいる人、さらに就労もままならず生活困難に陥っている人が少なくない。

このため、国は地方公共団体等と連携を図りながら、国費帰国者への通訳の派遣、日本語の習得支援、就労支援、帰国者同士の交流支援など日本社会に適応するための様々な支援策を講じている。

さらに平成 20 年度からは、中国残留邦人への老齢基礎年金の支給、生活支援を必要としている中国残留邦人及びその配偶者への支援給付金の支給などの経済的支援策を講じている。

なお、現在県内に居住している中国残留邦人の数については、現在把握が困難なため、平成 28 年度版より掲載しないこととした。

（県内データ：平成 29 年 12 月末日現在 社会福祉課調べ、全国データ：平成 29 年 12 月末日現在 厚生労働省調べ）

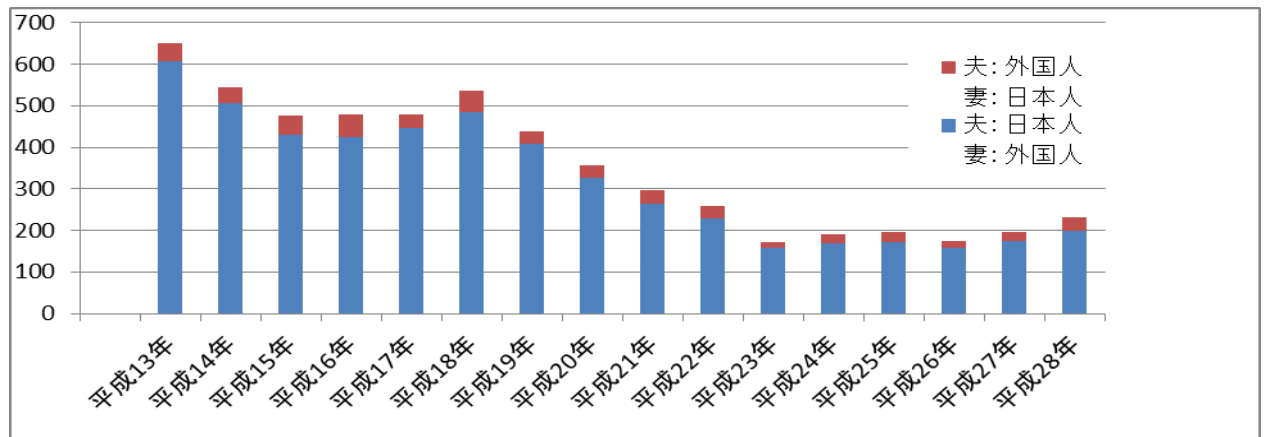
国際結婚数

平成 28 年の福島県内の国際結婚数は 231 組で、総結婚数の約 38 組に 1 組の割合となっている。なお、全国の国際結婚数は 21,180 組で約 30 組に 1 組となっている。

福島県の国際結婚の状況（単位：組、％）

	婚姻総数	夫婦とも日本人	夫婦の一方が外国人	構成比	「夫婦の一方が外国人」の内訳			
					妻：外国人	構成比	夫：外国人	構成比
平成 13 年	12,623	11,973	650	5.1	606	93.2	44	6.8
平成 14 年	11,472	10,927	545	4.8	505	92.7	40	7.3
平成 15 年	10,991	10,516	475	4.3	429	90.3	46	9.7
平成 16 年	10,562	10,082	480	4.5	425	88.5	55	11.6
平成 17 年	10,606	10,127	479	4.5	445	92.9	34	7.1
平成 18 年	10,512	9,975	537	5.1	485	90.3	52	9.7
平成 19 年	10,178	9,739	439	4.3	407	92.7	32	7.3
平成 20 年	10,252	9,895	357	3.5	327	91.6	30	8.4
平成 21 年	9,764	9,468	296	3.0	265	89.5	31	10.5
平成 22 年	9,582	9,323	259	2.7	229	88.4	30	11.6
平成 23 年	8,796	8,624	172	2.0	157	91.3	15	8.7
平成 24 年	9,285	9,094	191	2.1	169	88.5	22	11.5
平成 25 年	9,069	8,874	195	2.1	172	88.2	23	11.7
平成 26 年	8,711	8,536	175	2.0	157	89.7	18	10.3
平成 27 年	8,888	8,691	197	2.2	173	87.8	24	12.2
平成 28 年	8,682	8,451	231	2.7	200	86.6	31	13.4

福島県の国際結婚の推移



夫婦の国籍別にみた婚姻件数

夫が日本人・妻が外国人⇒妻の国籍別内訳

国籍	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
韓国・朝鮮	36	15	23	25	13	12	13
中国	100	69	70	61	45	47	58
フィリピン	58	48	42	61	59	53	82
タイ	8	5	8	5	6	12	8
米国	1	2	2	1	1	1	1
英国			1				
ブラジル	1				2	4	1
ペルー				1			
その他の国	25	18	23	18	31	44	37
総数	229	157	169	172	157	173	200

妻が日本人・夫が外国人⇒夫の国籍別内訳

国籍	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
韓国・朝鮮	5	2	4	2	7	6	7
中国	6	2	2	5		3	2
フィリピン				1		1	
タイ					2		1
米国	6	2	6	4	4	7	4
英国	2	1	2	1		1	5
ブラジル			1	1	1	2	
ペルー		1					
その他の国	11	7	7	9	4	4	12
総数	30	15	22	23	23	24	31

厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計（平成28年）」より（保健福祉部保健福祉総務課調べ）

外国人雇用状況

外国人雇用状況の届出制度は、雇用対策法に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援を図ることを目的として創設されたものであり、全ての事業主に対し、外国人労働者（特別永住者及び在留資格「外交」・「公用」の者を除く。以下同じ。）の雇入れ・離職時に、当該外国人労働者の氏名、在留資格、在留期間等について確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることを義務付けるものである^(注)。

平成20年度より毎年10月末現在の届出状況を集計し、公表している。

(注) 本制度は、平成19年10月1日から施行。

平成29年10月末現在、県内1,401事業所で6,914人(対前年比18.5%増)の外国人が雇用されている。事業所数は、前年1,251事業所に対して、12.0%増加した。

国籍別外国人労働者数は、中国が最も多く1,874人で全体の27.1%を占め、次いでベトナム1,577人で全体の22.8%を占めている。以下、フィリピンが1,251人、ネパール625人、韓国181人、アメリカ180人と続く。

在留資格別では、「技能実習」が2,653人と最も多く、次いで「永住者」が1,376人、「資格外活動」が1,002人、「専門的・技術的分野」が864人となっている。

東日本大震災及び東京電力(株)福島第一原子力発電所事故の影響により、平成22年10月末時点の外国人労働者数である3,767人に対して、平成23年10月末時点では、2,493人と対前年比で33.8%と大幅な減少がみられた。その後、平成24年10月末現在では2,812人(対前年比12.8%増)と増加に転じ、平成29年10月末の時点では6,914人と震災前(平成22年10月末)と比較した場合、83.5%増加している。

〈産業別・外国人雇用事業所数及び外国人労働者数〉

(単位: 所、人、%)

		事業所数		外国人労働者数		
		事業所	構成比	人数	構成比	
業 分 類 別	農業、林業	35	2.5	147	2.1	
	建設業	218	15.6	586	8.5	
	製造業	421	30.0	2,874	41.6	
	情報通信業	10	0.7	14	0.2	
	運輸業、郵便業	19	1.4	313	4.5	
	卸売業、小売業	150	10.7	810	11.7	
	金融業、保険業	3	0.2	3	0.0	
	不動産業、物品賃貸業	12	0.9	42	0.6	
	学術研究、専門・技術サービス業	19	1.4	52	0.8	
	宿泊業、飲食サービス業	150	10.7	528	7.6	
	生活関連サービス業、娯楽業	46	3.3	92	1.3	
	教育、学習支援事業	68	4.9	271	3.9	
	医療、福祉	70	5.0	121	1.8	
	複合サービス事業	7	0.5	8	0.1	
	サービス業（他に分類されないもの）	122	8.7	878	12.7	
	公務（他に分類されるものを除く）	47	3.4	164	2.4	
	その他（「漁業」「鉱業・採石業」「電気・ガス・熱供給・水道業」「分類不能」）	4	0.3	11	0.2	
	合 計		1,401	100.0	6,914	100.0

平成29年10月末現在（福島労働局）

外国人児童生徒等

県教育庁の調べによると、県内の帰国児童生徒(1年以上海外に在住するなどした日本国籍の児童生徒)は表1のとおりである。また、外国籍の児童生徒は、小中高合わせて207人(表2)である。日本語指導が必要な児童生徒は小学校73人、中学校で26人、県立高校0人(表3)であった。

これらに対応する施策として、県教育委員会は日本語指導を必要とする児童・生徒が多い小中学校に日本語指導教員を加配(5人)しているほか、県立高校に特別枠を設け帰国・外国人生徒に対し高等学校入学者選抜において特別な配慮をしている。

表1 帰国児童生徒(公立)

	帰国児童生徒					
	小学校		中学校		合計	
	学校数	人数	学校数	人数	学校数	人数
H10	56校	99人	15校	32人	71校	131人
H11	54校	88人	18校	29人	72校	117人
H12	68校	136人	22校	35人	90校	171人
H13	64校	111人	17校	24人	81校	135人
H14	63校	120人	24校	35人	87校	155人
H15	58校	123人	25校	43人	83校	166人
H16	56校	100人	25校	35人	81校	135人
H17	53校	89人	25校	44人	78校	133人
H18	39校	69人	27校	54人	66校	123人
H19	42校	78人	20校	35人	62校	113人
H20	44校	78人	27校	39人	71校	117人
H21	43校	84人	29校	40人	72校	124人
H22	37校	68人	19校	26人	56校	94人
H23	32校	58人	17校	24人	49校	82人
H24	30校	47人	11校	16人	41校	63人
H25	25校	44人	11校	21人	36校	65人
H26	33校	49人	14校	30人	47校	79人
H27	29校	49人	11校	14人	40校	63人
H28	29校	40人	17校	21人	46校	61人
H29	34校	55人	20校	29人	54校	84人

表2 外国籍児童生徒(公立)

(単位:人)

	小学校	中学校	高校	合計
H20	181	136	93	410
H21	170	116	96	382
H22	154	96	58	308
H23	110	64	82	256
H24	87	60	68	215
H25	88	70	55	213
H26	71	57	44	172
H27	91	54	55	200
H28	86	55	51	192
H29	124	62	21	207

表3 日本語指導を必要とする児童生徒数

(単位:人)

	小学校	中学校	高校	合計
H20	47	26	23	96
H21	60	27	19	106
H22	57	18	17	92
H23	44	10	16	70
H24	31	14	9	54
H25	40	17	12	69
H26	40	23	8	71
H27	57	21	6	84
H28	62	30	4	96
H29	73	26	0	99

(義務教育課・高校教育課調べ) H29は平成29年5月1日現在